

# 井原市 市民活動総合補償保険制度 お知らせ

井原市では、協働のまちづくりを推進するうえで、市民の皆様が安心して市民活動、地域活動やボランティア活動に取り組めるよう、「井原市市民活動総合補償保険制度」に加入しています。

この保険は、市民活動に参加した市民が活動中や移動中にケガをしたり、死亡した場合や市民活動の指導者などが行事の参加者や第三者に損害を与えた場合に保険金が給付されるもので、保険料は市が負担します。

なお、この保険は、あらかじめ市に申込みや登録をする必要はありません。

■対象となる事業 市内に活動の拠点を置く市民活動団体（NPO、自治会、ボランティア団体など）が、指導者の監督のもとに行う、地域活動、環境保全活動、防犯・防災活動、社会奉仕活動などで、継続的、計画的に行われる公益的事業で、無報酬の活動が対象です。

## ■対象となる事故

- (1) 市民活動団体の指導者などが、その活動中に過失により参加者や第三者に損害を与え、損害賠償を求められる事故
- (2) 活動に参加した方や指導者が、活動中及び活動場所までの往復途上の偶然の事故でけがをしたり、死亡した場合の傷害事故

※ボランティア保険等他の保険との併用も可能です。

## ■保険給付内容

区分		保険金額(限度額)		摘要
賠償責任保険	対人	身体賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円を限度	免責額 1万円
	対物	財物賠償	1事故 300万円 年間 300万円を限度	
		保管物賠償	1事故 100万円 年間 500万円を限度	
傷害保険	本人の事故	死 亡	500万円	保険会社との約款による 事故日からその日を含め180日を限度 事故日からその日を含め180日の間に90日を限度
		後遺障害	15万円～500万円	
		入 院	日額 3,000円	
		通 院	日額 2,000円	

井原市市民活動総合補償保険制度に関する詳しいことは、市民活動推進課（TEL 62-9508）にお問合せ下さい。